

# 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改定

新温泉町立温泉小学校

## I 学校の基本方針

- いじめは全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものであることを十分に認識した上で、全ての子どもたちが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように指導を徹底する。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、学校、家庭、地域及びその他の関係機関の連携協力の下、いじめの問題を克服することを目指す。

## II いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの理解

「いじめ」とは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめについての基本的認識は、以下のとおりとする。

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
- ④ 児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、生命や身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

\*いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月）

### 2 子どもの発達期の特徴といじめ防止等について

小学校低学年、高学年ではそれぞれに発達期の特徴があり、それらをふまえたいじめ防止等のあり方、指導の連携が重要である。

#### (1) 小学校低学年

大人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然等への関心が増える時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれ合いや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身に付けないうまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が顕在化することもある。

この時期には、「人として、行ってはならないこと」についての理解や集団ルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏敬や美しいものに感動する心を持つなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。

また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの状況に応じて考えさせることが大切である。

## (2) 小学校高学年

自分のことを客観的にとらえたり、自己肯定感を持つようになってきたりする時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、集団活動に主体的に参加する中で、集団の決まりを理解したり、自分たちの決まりを作ったりするようになるが、一部には、閉鎖的な集団をつくったり、付和雷同的な行動をとることも見られる。

この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図るとともに、公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせることが重要である。

また、インターネット上の書き込みが人を傷つけたり、自分がトラブルに巻き込まれたりする危険性があることを理解させるなど、情報モラルの基礎を培うことも必要である。

## 3 いじめの現状

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、背景には次のような状況が見られる。

### ( 児 童 )

- ① 都市化・少子化により群れて遊ぶ経験が減少し、人間関係を結ぶ力が低下している。
- ② 人と違うことを気にしすぎる、あるいは、認められない風潮が見受けられる。
- ③ 児童の集団には、意図的に孤立させたりする集団構造特有の問題が潜む場合がある。

### ( 社 会 )

- ① 保護者や地域住民が学校の教育活動に参加する割合は高い。
- ② 家庭環境の変化に伴い、地域社会の絆が希薄化し、保護者間のつながりや子育てに関する情報共有が難しくなるとともに、人間関係を深める機会が減少している。
- ③ 人権意識の高揚が求められる一方で、倫理観の希薄化等が指摘されており、大人社会の有り様が子どもに影響を与えている。
- ④ メディアが伝える情報の中には、他人の弱みを笑いものにしたたり暴力的な場面を写したりする情報も含まれている。また、インターネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、誹謗中傷などのいじめや暴力行為に発展したりする事例が増加している。
- ⑤ いじめについて調査をし、報道することは社会的な啓発につながるものであるが、その際、児童の尊厳を保持することや、いじめの連鎖等の危険性をはらんでいることにも留意することが求められる。

### (いじめの状況)

- ① 仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加し、誰でも加害者や被害者になったり、いじめが長期間にわたり潜在化したりする場合がある。
- ② インターネットを通じて行われるいじめは、学校や家庭で発見しにくく、発・受信者が広範囲に及ぶ場合もある。このことは、中高生のみならず、小学生でも起こっている。

#### 4 いじめ問題の克服に向けた基本的な取組の方向

いじめ問題の克服に向けては、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって児童一人一人の人的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。また、ケースによっては、町教育委員会の指導の下、町長部局や警察等の関係機関とも緊密な連携を図りながら、一体となって取り組んでいくことが重要である。

このことを前提として、基本的な取組の方向を「**個の成長**」「**豊かな人間関係**」「**組織的な取組**」「**いじめ問題への理解**」の4点とする。

##### 【個の成長】 自分で判断し行動できる人間に児童を育てる。

(学校) 学級活動、児童会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動や携帯電話の使用のルールづくり等について自分たちで考え実行させる。教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する。

(家庭) 子どもの個性を尊重し、得意分野を伸ばし積極的な生き方を身につけさせる。地域での異年齢交流などへの参加を促し、人間関係を結ぶ力を育てる。

(地域) 地域の子どもは地域で守り育てるなど地域の教育支援機能を活性化する。

##### 【豊かな人間関係】 児童同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。

(学校) 教育活動全体を通じて自己有用感や規範意識を醸成する。また、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。また、障害のある児童と障害のない児童との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進する。

(家庭) 親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で他者への思いやりや生命の大切さを教える。

(地域) 地域での遊びや活動を通して、幅広い人間関係の在り方や自分の生き方を学ぶ機会をつくる。

##### 【組織的な取組】 いじめの問題に組織的に取り組む。

(学校) 学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭・地域との連携強化を図る。

(家庭) 悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築く。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は相手の子どもの立場に立ってどうすべきかを共に考える。

(地域) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する。

##### 【いじめの問題への理解】 いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

(学校) 教職員の共通理解の下、いじめの防止等の重要性について、児童への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

(家庭) いじめが重大な人権侵害であることを、保護者向け啓発資料等を活用して家庭での話し合いを通じて深く認識する。また、学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等の使用時間や活用方法等について家庭で話し合う。

(地域) 学校・教育委員会等からの資料を活用し、地域の会合等で大人社会の有り様も含め、いじめの問題の解消に向けて共通理解を図る。

### Ⅲ いじめの防止等に関する取組

学校の取組は、以下を基本に行う。具体的な対応については、いじめ対応マニュアルに基づき、学校・家庭・地域の実情に即し、機動的に取り組む。

#### 1 いじめ基本方針の策定と校内組織の設置

いじめ対応チーム等校内組織に外部人材を活用し、取り組み状況等の学校評価による定期的な点検と改善を行う。

##### (1) 学校いじめ防止基本方針

具体的な実施計画・実施体制、家庭・地域の理解

##### (2) いじめ対応チーム等学校組織

\*学級担任等が問題を抱え込まないよう組織的対応が重要

年間計画の作成・実施、校内相談窓口の整備・周知、情報収集と記録、いじめの有無の判断と迅速な対応、校内研修の企画、対策の検証・改善 等

##### (3) 学校評価・教員評価の改善

児童や地域の状況を踏まえた目標づくり、組織的対応の取組を評価

#### 2 未然防止

##### (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 児童一人一人の内面理解に基づき、全ての児童が参加・活躍できる授業づくり
- 生命尊重や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者、社会、自然の関わりを深める体験活動等

##### (2) いじめに対する正しい理解

児童一人一人が当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成

##### (3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくり

##### (4) 児童や学級の状況の把握

児童と同じ目線で考え、場を共有する中で、変化が見られる場合の早期のかかわり

##### (5) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修「いじめ未然防止プログラム」の活用等による教職員のいじめの認知や対応能力の向上

#### 3 早期発見

##### (1) 教職員の対応能力の向上

人権感覚を磨き、児童を守る姿勢やカウンセリングマインドの向上

##### (2) 日常的な実態把握

教職員による日常的な観察、状況に応じて工夫したアンケート調査(学期に1回以上)等による定期的な情報収集

##### (3) 相談しやすい環境づくり

いじめを受けている児童や周囲の児童が訴えやすい教職員の姿勢や体制づくり

#### 4 早期対応

##### (1) いじめへの組織的対応

- 正確な実態把握、連携協力による指導
- 児童に深くかかわり、人間的成長につながる指導

##### (2) いじめを受けている児童および保護者の支援

児童を守り、心配や不安を取り除くかかわり

### (3) いじめを行っている児童への指導および保護者への助言

児童の成長につながる、いじめに対する毅然とした指導、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携、保護者との面談

### (4) 周囲の児童への指導

傍観者から仲裁者への転換を促す指導

### (5) 教育委員会との連携

- 迅速な報告、相談など連携強化
- スクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校支援チーム等の支援要請

## 5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- 情報モラル教育の充実と教職員の指導力向上
- 児童が自ら考え実行するいじめ防止の活動やスマートフォン・携帯電話等の使用等のルールづくり
- 警察等の専門機関と連携した指導や対応
- 保護者に対する、インターネット使用に伴う危険性、健全な判断能力育成を図る責務等の周知

## 6 家庭や地域への連携

### (1) 家庭や地域への啓発

- 学校いじめ防止基本方針等について、保護者会や地域の会合等で意見交換、協議の場を設定
- 家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できる日常的な相談の仕組みづくり

### (2) 家庭や地域からの協力

地域団体との地域ネットワークづくりや見守り活動

## 7 関係機関との連携

- 定期的に学校警察連絡協議会等を開催、犯罪行為は早期の相談・通報
- 家庭の要因等の支援に向け、こども家庭センターと連携
- 相談窓口の周知とともに、必要に応じて医療機関等と連携

# IV 重大事態への対処

## 1 学校による調査

学校は、しっかり事実に向き合うことで、当該事態に対処するとともに、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にし、同様な事態の発生防止を図るために調査する。重大事態発生 の報告を町教育委員会にし、事態の把握、状況確認等を受け、調査・対応について協議する。

### 重大事態とは

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

### (1) 調査の方法

- ①学校が主体となり、町教育委員会の適切な支援のもと、事実関係を明確にするための調査を実施

する。

②学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うために、その下に組織を設ける。

③この調査により、学校がしっかり事実に向き合うことで、事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。また、学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

## (2) 調査のあり方

いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合、児童の自殺という事態が起こった場合等、町教育委員会の指導・支援のもと、関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

(3) いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係等必要な情報を提供する責任を踏まえ、適時・適切な方法で、経過報告に努める。その際、他の児童のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として、説明責任を怠ることがないようにする。

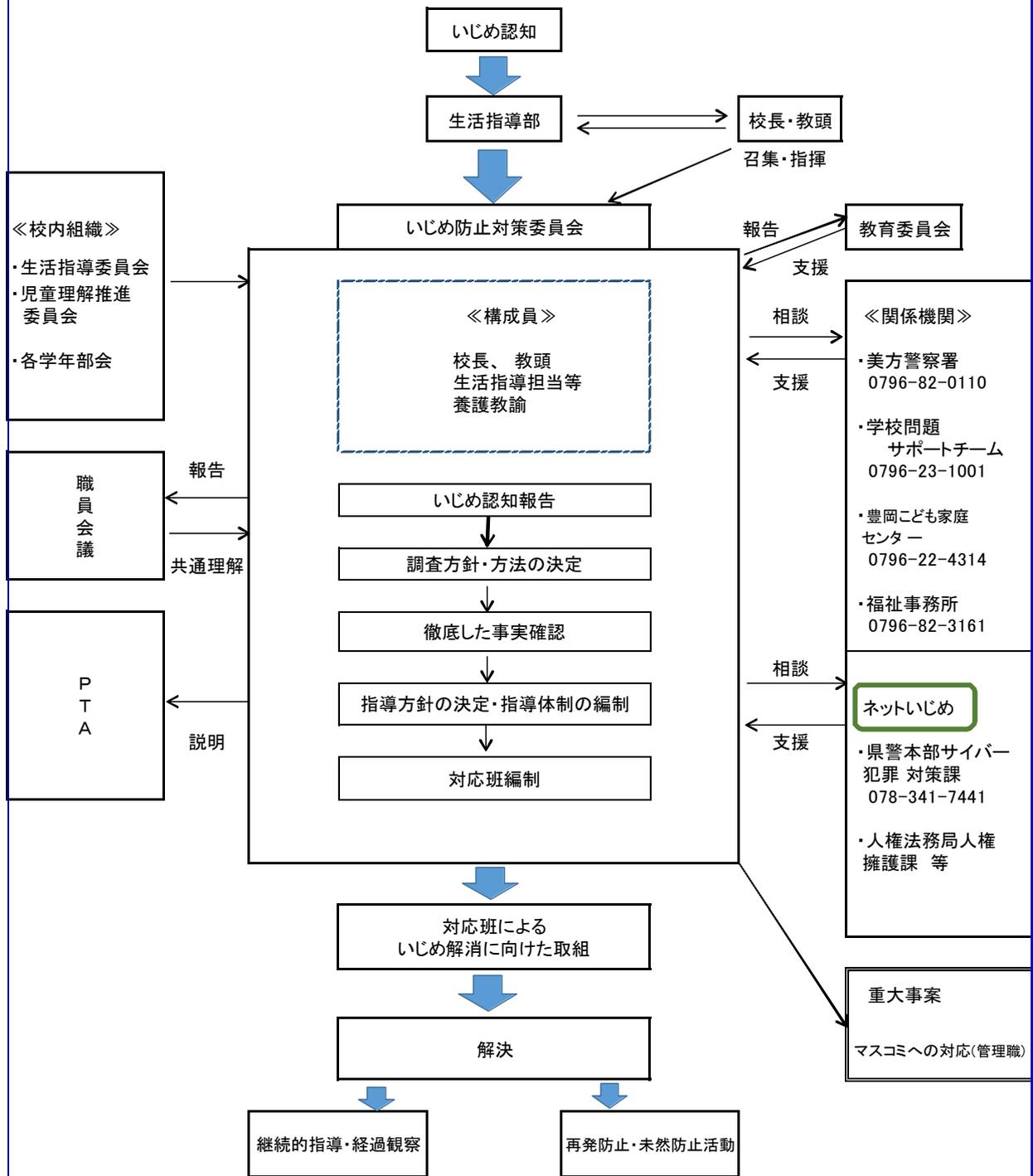
また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

## V その他、基本方針に係る事項

○ 「学校いじめ防止基本方針」は、毎年見直しを行い生徒指導の一層の充実を図っていく上で、教職員の指導力・意識の向上、組織体制における共通理解や対応等、基本的なあり方を示すものである。

VI 校内指導体制及び関係機関

+A1:K39



- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・いじめを発見したときは、直ちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容について
  - は、教職員間で共有する。周りの子どもからも状況を聞き取る。
  - ・必要に応じて、クラスの全員、あるいは、全校生のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに周りの子どもたちへの指導も行う。

## Ⅶ 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

### ○ 未然防止及び早期発見

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制の下で児童に向き合う時間を確保し、年間を通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進する。

#### 【未然防止及び早期発見のための年間指導計画】

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	生活指導部会 指導方針・計画作成 家庭訪問 保護者向けの啓発	前学年からの引継ぎ 学級づくり 職員研修 タブレット使用の決まり等	地区別児童会
5月	生活指導部会 情報共有		運動会練習
6月	生活指導部会 情報共有	あいさつ運動(通年) 4年 小学生社会施設見学の旅	生活アンケートの実施 (個人面談の実施)
7月	生活指導部会 情報共有 カウンセリングマインド研修	そうじ強化週間	個別懇談会 地区別児童会
8月	生活指導部会		
9月	生活指導部会 情報共有	6年 修学旅行	地区別児童会
10月	生活指導部会 情報共有	読書週間 5年 自然学校	個人面談の実施 オープンスクール
11月	生活指導部会 情報共有	人権学習	生活アンケートの実施 (個人面談の実施)
12月	生活指導部会 情報共有	そうじ強化週間	地区別児童会 個別懇談会
1月	生活指導部会 情報共有		
2月	生活指導部会 本年度のまとめ 情報共有	入学説明会	生活アンケートの実施 (個人面談の実施)
3月	生活指導部会 情報共有	そうじ強化週間	個別懇談会 地区別児童会
《未然防止、早期発見に向けた日常の取組》 ・あいさつ運動 ・なかよしタイム ・日記指導の活用 ・学級遊び ・清掃指導 ・スクールカウンセラーの活用 ・児童理解の会の定例開催 等			

## VIII いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教師に見えないように消しゴム投げ等をしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を使っている雰囲気がある

### いじめられている子

#### ○日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- にやにや、へらへらしている
- 表情が暗く元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- 時々涙ぐんでいる

#### ○授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

#### ○昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもから机と机を少し離している
- 食べ物にいたずらをされる

#### ○清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての登板になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ○その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、壊されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

### いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌を取る
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

## 【教員用】いじめ対応セルフチェックシート

それぞれの項目について、「はい」と答えられれば、「✓」（している・できている）を入れてください。  
「✓」の入らなかった項目については、自身で別添の資料で確認したり、学校全体で話し合ったりしてください。

### <基本認識など>

- 1  いじめは重大な人権侵害であるという認識を持っている。
- 2  いじめとはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
- 3  「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識を持っている。
- 4  学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度確認している。
- 5  「校内いじめ対応マニュアル」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6  気になることがあったときには、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に相談している。
- 7  「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 8  いじめにかかる研修会等に積極的に参加し、資質向上に努めている。

### <未然防止>

- 9  「いじめは決して許されない」ことを様々な機会に子どもに発信している。
- 10  いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- 11  コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 12  携帯電話やインターネットとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 13  自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。

### <早期発見>

- 14  すべての子どもの気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 15  子どもの小さな変化や気になる言動をいじめではないかと考え、積極的に認知している。
- 16  子どもが相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 17  情報（アンケートの結果等）を他の教員等と共有し、適切に保管している。

### <発生時の対応>

- 18  被害を受けている子どもの気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- 19  いじめを発見したり、相談を受けたりした場合、迅速に組織で対応している。
- 20  いじめの訴えから、事実の調査をする際、情報収集すべき内容（いつ・どこで・だれが・なぜ・どのように等）を理解している。
- 21  聞き取りなどを行う際、子ども個別の事情やその場の状況等を配慮している。
- 22  いじめの対応について連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- 23  被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等、丁寧に説明、対応している。

### <重大事態への対応>

- 24  どのような事態が「重大事態」にあたるかを理解している。
- 25  いじめ重大事態の認定や調査委員会に関する事項などについて理解している。